

●香川県告示第240号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成20年5月16日から同年6月6日まで一般の縦覧に供する。

平成20年5月16日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 西白方善通寺線（217号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町大字西白方813番3地 先から 仲多度郡多度津町大字西白方809番9地 先まで	12.5~27.5	47	平成15年香川県告示第591号で変更した区域

- 4 供用開始の期日 平成20年5月16日